

福知山市障害者計画、第 8 期福知山市障害福祉計画及び第 4 期福知山市障害児福祉計画策定に係る市民意識調査等実施業務仕様書

第 1 総則

- (1) この仕様書は、福知山市障害者計画、第 8 期福知山市障害福祉計画及び第 4 期福知山市障害児福祉計画策定に係る市民意識調査等実施業務の委託について、その内容を定めたものである。
- (2) 受注者は、常に発注者と密接な連絡をとり業務の進捗状況を報告することとする。

第 2 目的

本業務は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく福知山市障害者計画（以下「障害者計画」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条に基づく第 8 期福知山市障害福祉計画（以下「第 8 期計画」という。）及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく第 4 期福知山市障害児福祉計画（以下「第 4 期計画」という。）策定に向けて、市民意向及び社会動向を把握するために市民意識調査等を実施するものである。

また、これらの計画策定に係り開催する「障害者計画策定委員会」（以下「策定委員会」という。）の補助業務を行うものとする。

第 3 委託業務内容

委託業務内容は次のとおりとする。

1 市民意識調査及び事業所調査の実施、分析及びまとめ

(1) 市民意識調査の実施

ア 1,500 人の障害者手帳を所持する市民（無作為抽出）を対象に市民意識調査を実施する。市民意識調査票（以下「調査票」という。）の設問は対象者の種別を勘案し決定するとともに、令和 6 年度に策定した障害者計画、第 7 期福知山市障害福祉計画（以下「第 7 期計画」という。）及び第 3 期福知山市障害児福祉計画（以下「第 3 期計画」という。）を参考とし、した内容とする。

イ 調査票は、郵送による配付及び回収を行う。

ウ 調査の回答は、Web サイトから回答することも可能にする。

エ 受注者は、調査票（A3 用紙 5 枚程度（表裏）、添書（A4 用紙 1 枚（表裏）、調査票返信用封筒（長形 3 号）及び調査票送付用封筒（角形 2 号）を作成する。送付用封筒に調査票、添書、返信用封筒を封入し、発注者へ送付する。

オ 発注者は、返信用封筒によって回収された調査票を受注者に送付する。

カ 調査票の送付、回収に係る郵送料は発注者が負担する。その他の市民意識調査実施に要する経費（調査票の印刷、返信用及び送付用封筒代、発注者と受注者間の調査票の送付に係る費用）は受注者が負担する。

(2) 市民意識調査の分析及びまとめ

ア 市民意識調査に関する集計及び分析結果を取りまとめ、報告書を作成する。

2 事業所調査の実施、分析及びまとめ

(1) 事業所調査の実施

ア 市内で障害福祉サービスを提供する事業所及び障害児通所支援を提供する事業所及び利用者に調査を実施する。調査票の内容は、令和 6 年度に策定した障害者計画、第 7 期計画及び第 3 期計画を参考にした内容とする。

イ 事業所調査は、電子データにより実施する。

ウ 受注者は事業所調査の調査データを発注者に送付する。

エ 発注者は事業所から回収した調査データを受注者に送付する。

(2) 事業所調査の分析及びまとめ

ア 事業所調査に関する集計及び分析結果を取りまとめ、報告書を作成する。

3 策定委員会の運営補助

(1) 策定委員会の運営を補助する。

(2) 策定委員会は、令和7年度に2回以上開催するものとする。

(3) 策定委員会に提出する市民意識調査の調査票や事業所調査の調査データの内容を検討し、調査結果や分析、まとめの事務局案を作成する。

(4) 策定委員会に出席し、市民意識調査及び事業所調査の内容について説明し、議事録を作成する。

(5) その他調査等の実施に関する指導・助言等を行う。

第4 業務の方法

(1) 業務の実施にあたっては、国や府の動向を踏まえた上で、本市の地域、文化、経済的特性を研究・分析し、また市民ニーズを適切に反映できるようにすること。

(2) 調査結果が障害者計画、第8期計画及び第4期計画策定に適切に反映できるよう留意すること。

(3) 受注者は策定委員会について、発注者の求めに応じて随時出席するほか、会議に必要な資料の作成及び物品（パソコン・プロジェクター・スクリーン等）の準備を行うとともに、議事録を作成すること。

(4) 成果品は2部作成し、フラットファイル留めで表紙と背表紙に「福知山市障害者計画策定に係る市民意識調査等実施結果」とタイトルを印字（シール可）すること。また、電子データも一式作成すること。

(5) 本業務に係る協議、打合せは、業務着手前、完了時の他2回以上実施することとし、協議及び打合せに必要な経費は全て受注者の負担とすること。

第5 業務の期間

本業務の期間は契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

第6 成果品

成果品は次のとおりとし、その帰属は全て発注者のものとする。

(1) 成果報告書（モノクロ印刷可） 2部

(2) 上記成果品の電子データ 一式

(3) 調査、集計の基礎資料 一式

※データは、加筆修正が可能な保存形式により印刷製本ができる状態をもって納品すること。

第7 その他

本仕様書に記載されていない事項又は、疑義を生じた場合は発注者、受注者協議のうえ定めるものとする。